令和２年度　富里市立富里小学校 いじめ防止基本方針

富里市立富里小学校
平成２６年２月２８日　　策定
平成２７年３月２３日　一部改訂
平成２８年３月２５日　一部改訂
平成２９年２月２２日　一部改訂
平成３０年４月２４日　一部改訂
令和２年１月２７日　　一部改訂
令和２年４月２７日　　一部改訂

はじめに

他都市で発生したいじめによる自殺を発端とした「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 6 月 28 日に公布されました。東日本大震災後には被災児童生徒が避難先でいじめにあうという深刻な事件が発生したり，パワハラなどのいじめが大人の社会でも大きく取り上げられたり，「いじめ」が大きな社会問題となっています。いじめによる自殺が発生するたびにテレビや新聞で大きく報道され，対応の議論がなされ，学校での認知件数が増加し，その後少しずつ減少していくという傾向を繰り返してきました。子どもたちを取り巻く環境を見ると，極端に悪化したわけではなく，逆に認知件数が沈静化しても環境が大幅に改善しているとは言えません。

本校では，「いじめはどのクラスにも，どの子どもにも起こりうる」という認識のもと，いじめは許されない行為として，この問題を直視し，兆候をいち早く発見し，迅速に対応していくため，その指導体制と風土づくりを確立し取り組んでいるところです。

そこで，いじめ防止対策推進法及び，とみさと教育プラン並びにとみさと教育指導指針を受け，いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「富里市立富里小学校いじめ防止基本方針」を策定し，毎年見直しを行い，全職員への共通認識をはかってまいります。

第１章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

１　いじめの定義（いじめ防止対策推進法による）

いじめとは，**「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」**をいう。また，「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。加えて，いじめられた児童の立場に立っ

て，いじめに当たると判断した場合にも，その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば，好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合，軽い言葉で相手を傷つけたが，すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては，学校は，「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど，柔軟な対応による対処が可能である。ただし，これらの場合や１回のみで継続して行われた行為でなくても，相手が心身の苦痛を感じている場合は，法が定義するいじめに該当するため，事案を法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

２　基本理念

いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では，すべての児童がいじめを行わず，また，他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように，いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として，いじめ防止等の対策を講ずる。

３　いじめの禁止（本校全教職員および児童の共通理解事項）

児童はいじめを行ってはならない。

教師は「どの学校でも，どの子供にも，いじめは起こり得る」という意識をもつ。

４　いじめ防止に向けての学校及び職員の責務**（責務）**

本校は，いじめが行われず，すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように，保護者や関係者と連携を図りながら，**学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに，いじめが疑われる場合は，適切かつ迅速にこれに対処し，さらにその再発防止に努める。**

《基本姿勢》

（１）いじめを許さないという毅然とした態度で，いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりに努める。

（２）児童一人一人の有用感と自己肯定感を高め，自尊感情を育むとともに，自他の存在を認め合える教育活動を推進する。

（３）いじめ防止，早期発見，早期解決のために，いじめに対する認識を全職員で共有する。

（４）いじめ防止，早期発見，早期解決のために，職員がチームで教育活動にあたるとともに，保護者や関係団体，専門家との連携を図る。

（５）いじめの情報や報告，本人・保護者からの相談があった場合には，関係職員に速やかに連携して，組織で対応していく。

5　コンプライアンス

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し，これを遵守するとともに，いじめの防止等のための基本方針を受けて策定した,「学校基本方針」にもとづいて，いじめ防止，早期発見，早期解決にむけての教育活動を充実させる。

また，いじめ問題への対応にあたっては,「学校基本方針」にもとづいて適切な情報収集を行い，その内容について正確に丁寧な説明を行い，隠蔽や虚偽の説明を行なわない。

第２章　学校いじめ対策組織

1　名称　富里市立富里小学校「いじめ対策委員会」

2　組織

管理職，教務主任，養護教諭，学年主任，いじめ対策相談員等からなる，校内組織を設置する。

（１）校内組織

ア　学校基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長，教頭，生徒指導主任，教務主任，学年主任，教育相談担当，情報担当教諭，養護教諭。

イ　日常的な業務についての協議（いじめ対策委員会）

管理職，生徒指導主任，当該組織の事務担当職員，教育相談担当，養護教諭

ウ　いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関係する職員が加わる。）

管理職，生徒指導主任，関係学年主任，当該組織の事務担当職員，担任，関係学年職員，その他必要に応じて教務主任，教育相談担当，養護教諭，部活動顧問，スクールカウンセラー等。必要に応じて教育委員会職員の参加を要請する。

3　設置された本組織の役割

（１）学校経営方針に基づくいじめ防止の取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。

（２）いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割。

（３）いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

第３章　いじめの未然防止について

1　いじめを許さない学校づくり

教育活動全体を通して，「いじめはぜったいに許されない行為である。」「いじめられている子を徹底的に守る。」という認識を全教職員，全児童が共有できる学校風土を醸成する。

2　児童，保護者への啓発活動

（1）学校便り等を活用して，年度初めや定期にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし，いじめに対する情報を提供する。

（2）計画委員会等を中心として，１２月の人権強化月間にいじめ防止のスローガンづくりに取り組み，一層の充実を図る。

3　特に配慮が必要な児童について

（1）発達障がいを含む障がいのある児童

発達障がいを含む，障がいのある児童が関わるいじめについては，教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに，個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

（2）帰国子女，外国人の児童，国際結婚の保護者をもつ児童

海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し，それらの差からいじめが行われることがないよう，教職員，児童，保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに，学校全体で注意深く見守り，必要な支援を行う。

（3）性同一性障がい等

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため，性同一性障がいや性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。

（4）東日本大震災により被災した児童，及び原発事故により避難している児童

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）については，被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し，当該児童に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，被災児童に対するいじめの未然防止や・早期発見に取り組む。

（5）新型感染症について

新型感染症の拡大防止に向けて懸命に働いている家族をもつ児童に対して傷つけるような言葉や行動がないように，適切な指導を行う。また，不安な気持ちを抱えている児童が，相談できるようにスクールカウンセラー等とも連携しながら対応に当たる。

上記の児童を含め，学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に

対する必要な指導を組織的に行う。

4　いじめに関する定期的なアンケート調査

（1）いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を６月下旬，１１月中旬，１月下旬に実施する。

（2）原則として，児童を通して家庭に配布し，保護者と協議のうえ回答を求め，他者からアンケートへの介入などがないように配慮する。

5　教職員の研修

（1）いじめに関する研修を研修計画に位置付け，いじめに対する正しい理解と対処する能力を身につけられるようにする。

（2）教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認し，人権教育の涵養に努める。

（3）全校集会などの場で，全教職員，全児童で暴力や暴言を排除することを確認する。

（4）児童同士が正しい人間関係を構築できるように，人間関係づくりに関する研修を行い，学級づくりや人間関係づくりに生かす。

5　生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

（1）教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に，児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場面を設定し，「わかる授業」を展開する。

（2）正しい児童理解のもと，児童のおかれている家庭環境，交友関係，学習の理解度等を考慮しつつ，一人一人の教育的ニーズに応えられるような授業を行えるように努める。

6　指導計画

富里小学校いじめ対策年間計画

□教職員の活動　○主に児童の活動　△保護者への説明・啓発

月	いじめ対策	留意事項
4	□進級に伴う児童の情報交換，指導記録簿の引き継ぎ，内容確認 □職員会議等でいじめ防止基本方針について共通理解を図る □学校だよりでいじめ対策について周知する ○学級開き，人間関係づくり，学校・学級のルールの確認 ○いじめのない学級づくり宣言	・担任は記録簿の内容を確実に掌握し，児童相互の人間関係を理解する。 ・学校のいじめに対する取り組みを，児童・保護者・地域に周知する。 ・始業式（学級開き）でいじめは卑怯な行為であることを児童と確認する。
5	○全校遠足などなかよし活動の中での人間関係づくり	・班の人間関係を把握する。
6	□いじめアンケートの実施と分析 ○個別の教育相談の実施（ふれあい月間） △いじめアンケートの回答	・いじめアンケートと教育相談を行い，児童の人間関係と問題を把握する。
7	△学校評価の実施 □学校評価の分析 ○命を大切にするキャンペーン	・保護者の学校評価の意見を点検するとともにその分析を行う。 ・アセスの試行と活用。
8	□教育相談，児童理解の研修の実施 □生徒指導研修会への参加	・児童理解，教育相談の基礎・基本を学ぶ。
9	○運動会への取り組み（係活動，運動会等）の中で人間関係を深めたり，適度な距離感を図れたりできる。	・児童の活動状況の確認。 ・児童相互の対人関係の観察と評価
10	○校外学習等特別活動を通して，児童相互の関係を深めたり，適度な距離感を図れたりできる。	・児童の活動状況の確認。 ・児童相互の対人関係の観察と評価。
11	○個別の教育相談の実施 □いじめアンケートの実施と分析 ○かさぎの合唱祭に向けた人間関係を深め、協力体制の構築を図る。	・いじめアンケートと教育相談を行い，児童の人間関係と問題把握をする。
12	□人権研修会参加 ○人権週間	・人権の尊さを道徳や特別活動に生かす。 ・各年間指導計画の見直し。

1	○個別の教育相談の実施 □いじめアンケートの実施と分析	・いじめアンケートをもとに教育相談を行い，児童の人間関係と問題を把握する。
2	○親子ケータイ教室（ネットいじめ） △学校評価の実施 ○学校評価の実施	・ネットいじめの研修を行う。 ・アセスの試行と活用。
3	□記録の整理と引き継ぎ資料の作成と確実な保管 □小中連絡会の資料作成、保管と確実な引継ぎ	・いじめ関係の情報を確実に引き継ぐ。

（1）道徳教育

道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。県教育委員会作成の道徳教育映像教材等を活用し，いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

（2）人権教育

人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と，お互いを思いやり尊重し，生命を大切にする指導を，学年や発達の段階に応じて行う。

また指導計画にかかわらず，教育活動全体を通して，自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導支援を継続する。

（3）自己を理解し他者とのかかわりを深める活動

ア　考えを深め試行錯誤し，自分と向き合いながら活動を行う児童の育成を念頭に教育活動を構築する。

イ　グループ活動や係活動の活性化を図り，互いに助け合うことの心地よさを体感させる。

ウ　自己と向き合い，他者を理解する体験活動や，宿泊を伴う集団活動を教育計画に位置付けて行う。

エ　総合的な学習の時間や特別活動の中で，「2 分の１成人式」「広げよう友達の輪」等の特色ある単元づくりを計画し，地域の団体やボランティア等との交流を目指す。

（4）各種行事・キャンペーン等

いじめゼロ宣言・いのちを大切にするキャンペーン・委員会活動・人権週間に関する取組等，目的や具体的な指導を位置づけて明らかにする。

7　児童の自発的な活動の支援

計画委員会などの活動において，いじめに関わる問題を取り上げ，児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。この活動を通して自分たちが「いじめは卑怯な行為である」「いじめをなくしていこう。」という意識を醸成していく。

８　ネットいじめ対策の推進

児童が，インターネットを通じて発信された情報の流通性，匿名性，特殊性を理解できるよう教師は，学級活動や道徳などの時間で指導する。

また、インターネットを通じて行われるいじめは発信された情報を取り消すことができないこと、安易な書き込みをすると犯罪になり、甚大な被害がでることなどを指導する。

保護者に対しては、これらの児童への必要な指導や啓発活動を通して，家庭でのルール作りをお願いするとともに、学校においては外部講師を招き，携帯電話親子教室等を行う。

第４章　いじめの早期発見について

学校は，いじめを早期発見するために，日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが重要である。また，児童が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは，当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解しなければならない。

学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童がいじめを訴えやすい体制を整えいじめの実態把握に年間を通した取り組みを行う。

１　いじめの早期発見のためにアンケート調査を行う。

児童がいじめについて考え、自分の行動を振り返らせるとともに，早期発見・未然防止のため，定期的にアンケート調査を行う。

（１）時期　６月下旬　　１１月中旬　　１月下旬

（２）方法　低，中，高学年別に作成し（記名・無記名）方式で実施する。

（３）内容　アンケートの内容等については，いじめ対策委員会において詳細を検討したうえで、決定する。

２　いじめを認知する取組

アンケート調査以外に，個別面談や教育相談等を以下のとおり実施する。

（１）個別面談・教育相談

ア　学校全体として定期的な面談を実施する。児童が希望をする時にはいつでも対応する。教育相談箱の周知と活用を図る。

イ　面談方法や面接結果について，スクールカウンセラー等，専門的な立場からの助言を得る。

（２）観察

ア　多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより，発見の機会を多くする。

イ　教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり，児童用のトイレを利用したりして気になる場面の発見につなげる。

ウ　休み時間，昼休み，放課後の校内巡回を計画的に行い，発見につなげる。

第５章　いじめの相談・通報について

１　学校におけるいじめの相談・通報窓口

（１）管理職・担任・養護教諭・相談ポスト

（２）学校便り，全校集会などを通して，相談窓口を周知する。

２　学校以外のいじめの相談・通報窓口

いじめ電話相談窓口を児童に周知する。

・富里市教育委員会　　０４７６－９３－７６５９

・富里市教育相談

富里市ふれあいセンター０４７６－９１－６６００

・チャイルドライン千葉　０１２０－９９－７７７

・千葉県警察少年センターヤングテレフォン　０１２０－７８３－４９７

・子どもの人権 110 番（法務省）　フリーダイヤル０１２０－００７－１１０

・２４時間子どもＳＯＳダイヤル　０１２０－０－７８３１０

・子どもと親のサポートセンター　フリーダイヤル０１２０－４１５－４４６

（臨床心理士，学校心理士などの相談員が交代で24時間対応）

３　いじめを受けたとき，目撃したときの相談・通報についての指導。

（１）いじめ電話相談窓口を児童に周知する。

（２）いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめである」と考えない。

（３）相談，通報は人を助ける適切な行為であり，いじめをしている当該者等がいう「ちくり」は卑怯なことではない。

第６章　いじめを認知した場合の対応について

１　いじめ事案が発生したときの報告連絡体制　（別添資料あり）

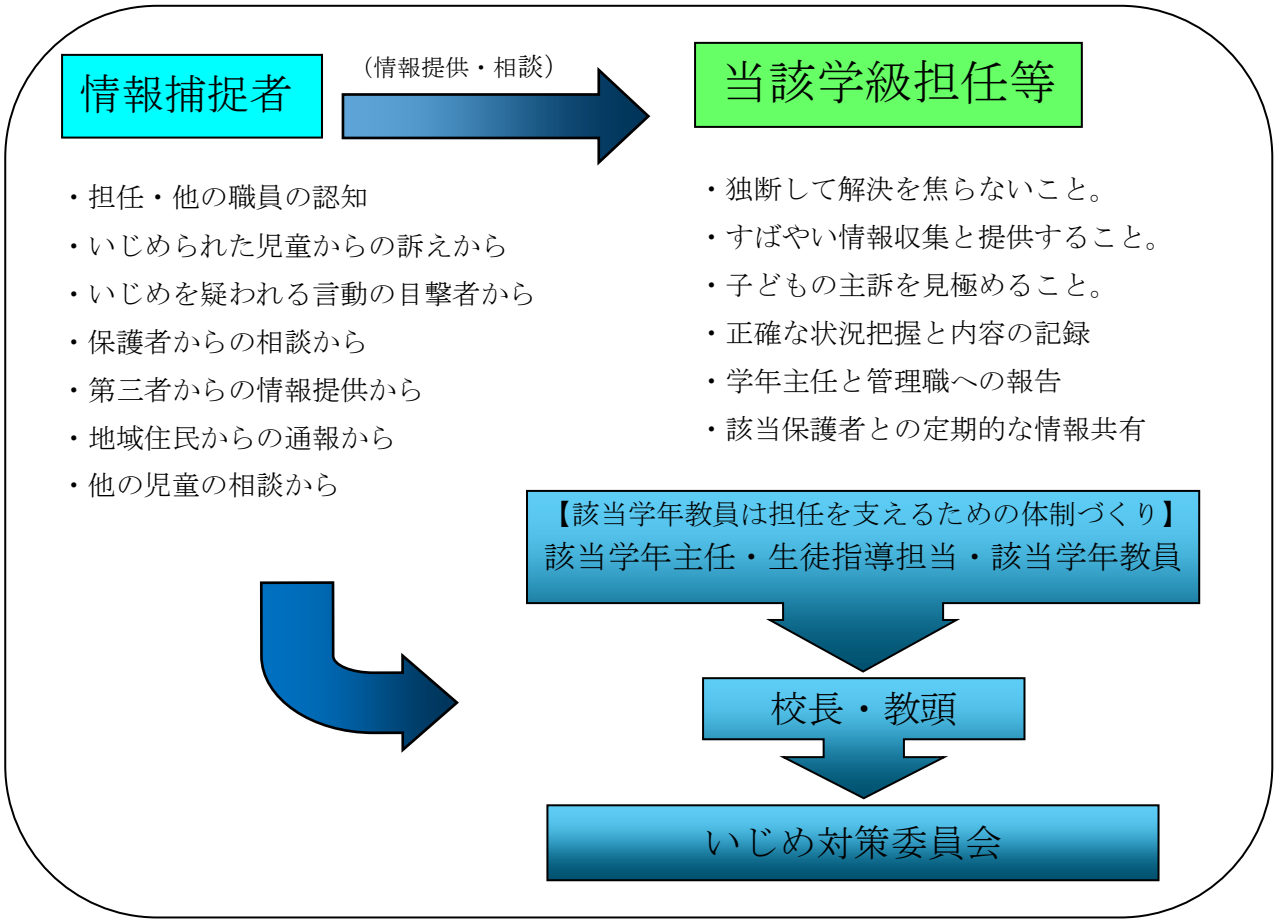

２　関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関等
（１）いじめの発生状況を報告する （２）対応方針について相談する （３）児童や保護者対応を相談する	スクールカウンセラー 富里市教育委員会
・いじめによる暴行，傷害，恐喝等の刑事事件の発生時	教育委員会 中央児童相談所 成田警察署（生活安全課）
・いじめられた児童が外傷や心的外傷を負った場合	医療機関
・いじめられた児童，いじめた児童の心のケアが必要な場合	児童相談所 子どもと親のサポートセンター

３　被害者（いじめられている者）への対応

【基本的な姿勢】

→傾聴・絶対的な味方・交友関係の醸成・自立の支援

（１）徹底していじめられた児童の味方になることを表明する。

（２）児童の表面的な変化から解決したと判断せず，支援を継続していく。

【事実の確認】

（１）担任を中心として，児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。

（２）いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け，共感しながら事実を聞く。

【支援】

（１）学校はいじめ加害者をぜったいに許さないことを表明し，今後の指導について伝える。

（２）自己肯定感を喪失しないよう，児童のよさや，優れているところを認めて励ます。

（３）いじめ加害者との今後の接し方等，行動の行方を具体的に指導する。

（４）学校は，安易に解決したと判断せずに，経過をしっかり見守っていくことを伝えいつでも相談できる体制にあることを確認する。

【経過観察】

（１）面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努める。

（２）授業等で活躍の場や友人との関係づくりを支援していく。

４　加害者への対応

→毅然とした対応を行うとともに子どもの内省や成長の見守りや被害者心情への斟酌を十分に配慮しなければならない。

【基本的な姿勢】

いじめを行った背景を理解しつつ，その行為に関しては毅然とした態度で指導する。

【事実の確認】

加害者に対応する教師は，中立の立場で組織的に事実確認を行う。

【指導】

（１）被害者のつらさに気づかせ，自分が加害者であることの自覚を持たせる。

（２）いじめは決して許されないことに気づかせ，責任転嫁することを許さない。

（３）いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら，今後の行動について考えさせる。

（４）不平不満，いらだつ気持ちを聞き取る。

（５）事案が重大事態であると判断された場合やいじめの内容及び状況に応じて，学校は，富里市出席停止手続き取り扱い要項により出席停止の手続きをとる。

【経過観察】

（１）生活ノートや面談を通して，教師との交流を続けながら成長を確認していく。

（２）授業や特別活動等を通して，エネルギーをプラスの方向に向かわせ，良さを認めていく。

５　観衆，傍観者への対応

【基本的な指導】

（１）いじめは，当事者だけの問題ではなく，学級や学年等集団全体の問題であることを確認し，集団全体で対応していく。

（２）いじめの問題に，教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

（１）いじめの事実を告げることは，「ちくり」などというものではないこと，辛い立場にある人を救うことであり，人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

（２）聴取については，聴取場所の環境を整え，過度の緊張感や圧迫感を与えないように，できるだけ短時間で行い，その主訴をしっかりと把握すること。

【指導】

（１）周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も，問題の関係者としてその事実を受け止めさせ，いじめの当事者になりうることを理解させる。

（２）これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。

（３）いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【心のケア】

スクールカウンセラーの協力を求め，いじめの傍観者として必要以上の受け止め方をしないように心のケアと経過観察一定期間行う。

６　保護者との連携

【いじめを受けた児童の保護者との連携】

（１）事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い，学校で把握した事実を正確に伝える。

（２）学校として徹底して子どもを守り，支援していくことを伝え，対応の方策を具体的に示す。

（３）学校での対応経過をこまめに伝えるとともに，家での様子等については保護者から子どもの情報提供を受けて対応する。

（４）いじめの全貌がわかるまで，相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

（５）対応を安易に終結せず，経過を観察する方針を伝え，理解と協力を得る。

【いじめた児童の保護者との連携】

（１）事情聴取後，児童を送り届けながら家庭を訪問し，事実を経過とともに伝え，その場で子どもに事実の確認をする。

（２）相手の状況も伝え，いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。

（３）指導の経過と変容の様子等を伝え，指導に対する理解と協力を求める。

（４）誰もが，いじめる側にも，いじめられる側にもなりうることを伝え，学校は事実について指導し，よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

（５）事実を認めなかったり，うちの子どもは首謀者ではないなどとして，学校の対応を批判したりする保護者に対しては，あらためて事実確認と学校の指導方針，教師の子どもを思う信念を示し，理解を求める。

７　いじめの解消について

いじめは，単に相互の謝罪をもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があ

る。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

（１）いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

（２）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は，いじめ対策に至っていない段階では，被害児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては，いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する。

上記のいじめが，「解消している」状態とは，あくまで，一つの段階に過ぎず，「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，学校の教職員は，当該いじめの被害児童及び加害児童については，日常的に注意深く観察する必要がある。

第７章　重大事態への対処について

１　重大事態の基準

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 児童が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な障害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（３）不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安とするが，児童が一定期間連続して欠席しているような場合も該当する場合がある。

（４）児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあった場合。

２　重大事態が発生した場合の対応　（別添資料あり）

把握した事実を基準に照らし合わせ，該当する場合には富里市教育委員会に報告し，指導を受ける。

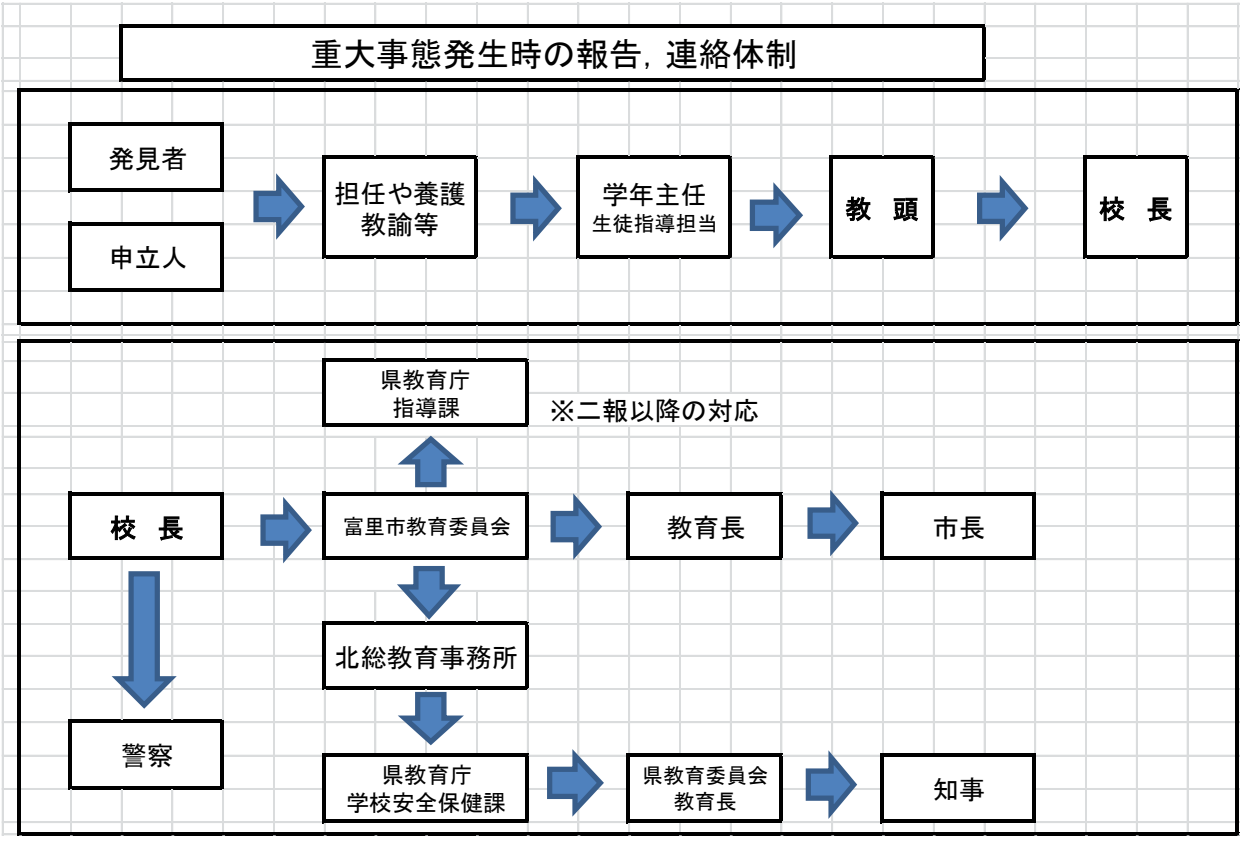

3　調査について

【調査主体】

（1）調査主体をどこに設置するかは，富里市教育委員会が判断する。

（2）事案の特性やこれまでの経緯，いじめを受けた児童またはその保護者が望む場合には，学校における調査（調査主体を教育委員会に置く場合も含む）に平行して，市長による調査によることがある。

【組織】

学校は，そのいじめ事案が重大事態であると判断したときには，当該重大事態に係る調査を行うために，速やかに組織を設ける。

4　事実関係を明確にするための調査の実施

【事実関係を明確にする】

（1）重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。

（2）この調査は，民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで，当該事態への対処や同種の事態

の再発防止を図る。

（３）「第６章　いじめを認知した場合の対応について」を基本に，教育委員会と連携を密にし，以下の取り組みを行う。

【いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合】

（１）いじめられた児童から十分に聴き取るとともに，在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際，いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。

（２）調査による事実関係の確認とともに，いじめた児童への指導を行い，いじめ行為を止める。

（３）いじめられた児童生徒に対しては，事情や心情を聴取し，いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

【いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合】

（１）児童生徒の入院や死亡など，いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者に今後の調査について協議し，調査に着手する。

（２）調査方法としては，在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行っていく。

《自殺の背景調査における留意事項》

１　児童の自殺という事態が起こった場合の調査については，その後の自殺防止に資する観点から，自殺の背景調査を実施する。この調査においては，亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し，遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

２　在校生及びその保護者に対しても，全校集会や保護者説明会を設定し，できる限り配慮と説明を行う。

３　死亡した児童が置かれていた状況として，いじめの疑いがあることを踏まえ，学校は，遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

４　詳しい調査を行うにあたり，学校は遺族に対して，調査の目的や目標，調査などを行う組織の構成，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺族と合意しておく。

５　背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

６　情報発信，報道対応については，プライバシーへの配慮のうえ，正確で一貫した情報提供をする。

【調査結果の提供および報告】

いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

（1）学校又は教育委員会は，いじめを受けた児童やその保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係について，いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

（2）これらの情報の提供にあたって学校は，他の児童のプライバシーに配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

（3）調査結果について，学校は教育委員会に報告し，教育委員会は市長に報告する。

第８章　公表・点検・評価について

1　ホームページで本校の「学校いじめ防止基本方針」を示す。

2　本校では，年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者，児童，所属職員で評価を行い，公表する。

3　本校は「学校いじめ防止基本方針」を年度ごと，または状況に応じてその都度，見直しを行っていく。

別添資料①

いじめ事案が発生したときの報告連絡体制

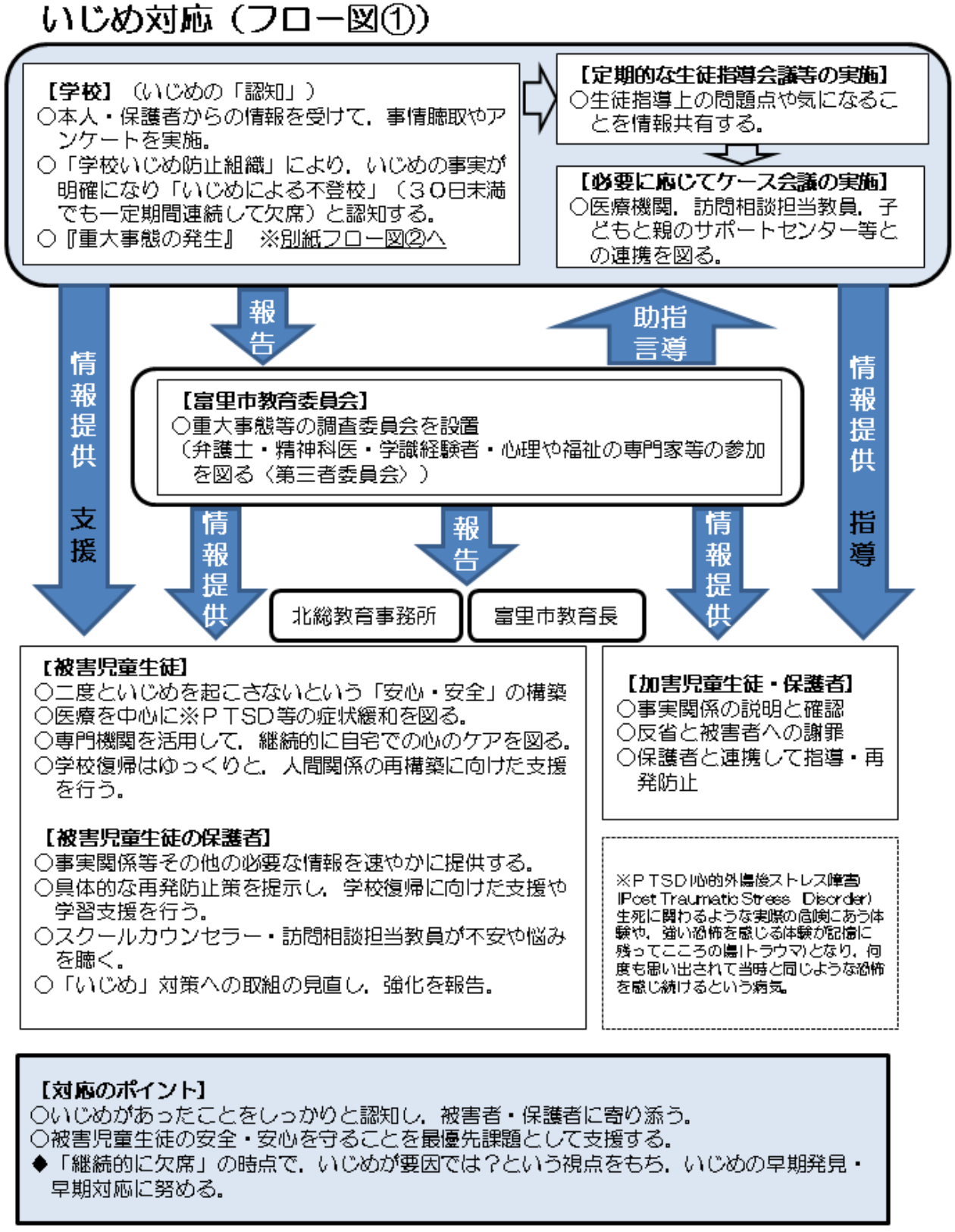

別添資料②

重大事態が発生した場合の対応

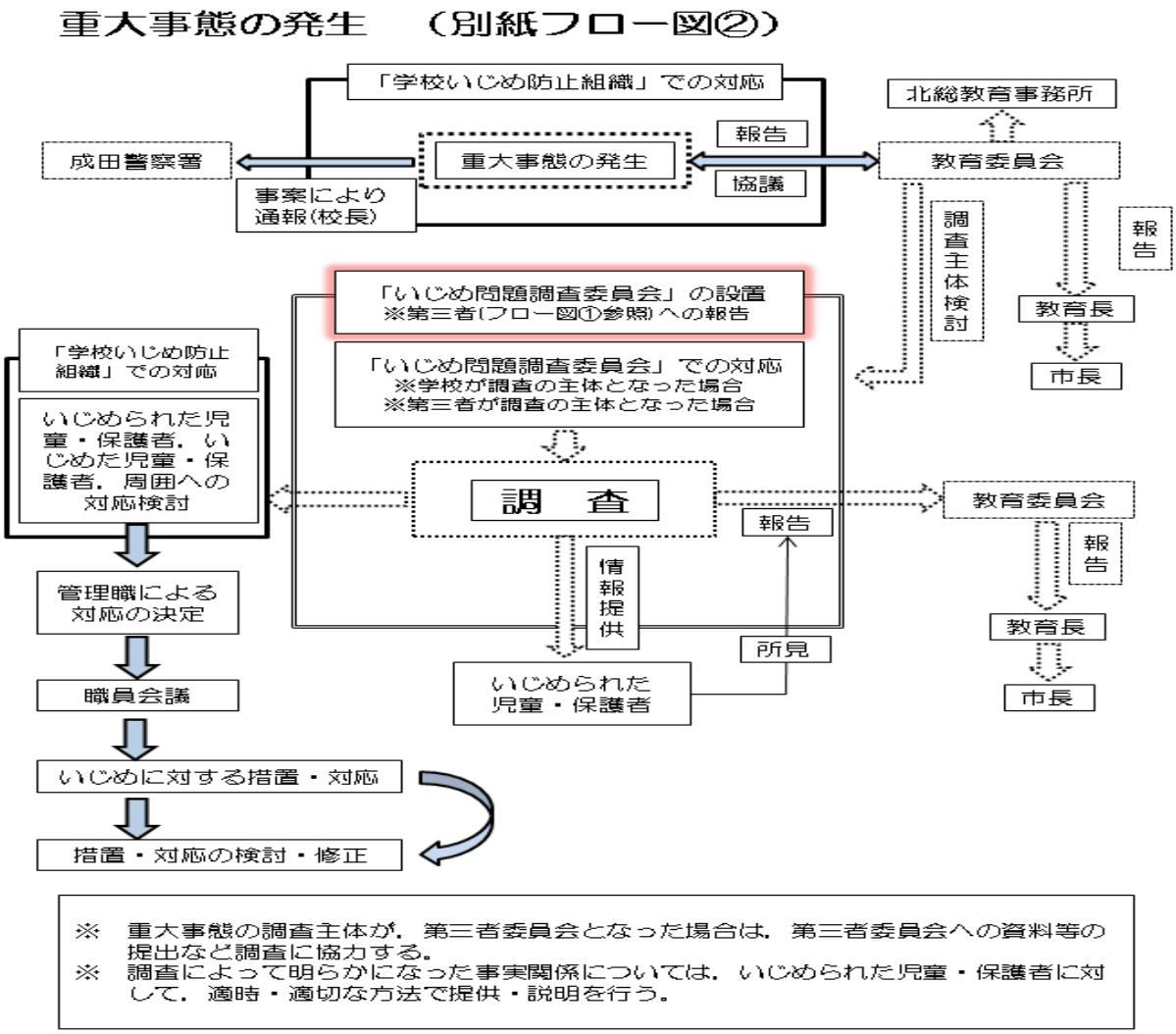

※　重大事態の調査主体が，第三者委員会となった場合は，第三者委員会への資料等の提出など調査に協力する。
※　調査によって明らかになった事実関係については，いじめられた児童・保護者に対して，適時・適切な方法で提供・説明を行う。

ふれあい学校生活アンケート　　年　　組

1．学校は楽しいですか。その理由も教えてください。

①とても楽しい　② 楽しい　③ あまり楽しくない　④ 楽しくない

(　　)すきな勉強があるから
(　　)休み時間が楽しみだから
(　　)給食が楽しみだから
(　　)友達と会えるから
(　　)楽しみな行事があるから
その他(　　)

(　　)勉強が分からない，つまらない
(　　)友達のことで困っていることがある
(　　)学校やクラスで困っていることがある
(　　)先生にしかられるから
その他(　　)

2．のびのびタイム・元気タイムは，どのように過ごすことが多いですか？

3．クラスに仲のよい友達はいますか。

① いる　②いない

4．これから仲よくなりたい友達はいますか。いたら名前を書いてください。

5．最近，「こまったな」「いやだな」「心配だな」と思うことがありますか。

① ある（ 学校 ・ 友達 ・ 家 ）　② ない

6．こまったことを相談できる人はいますか。

① いる（だれですか？　　）　② いない

7．学校やクラスのことで，みんなで考えなくてはいけない問題はありますか。

① ある（　　）　② ない

8．朝ご飯は，どうしていますか。

（　　）毎日食べる　（　　）ときどき食べない　（　　）毎日食べない